

Alert 11

第又期·反天皇制運動連絡会

[通卷 393 号]

2017年
5月9日発行

●「恐怖」と「忖度」の合わせ鏡 安倍政権下の「代替わり」に拒否の声を――*2

○「反天ジャーナル」――たけもりまき、捨てられし猫、北*3

状況批評 ○ 教育勅語の跋扈――北村小夜*4

太田昌国のみたび夢は夜ひらく 〈84〉

○韓国大統領選挙を背景にした東アジアの情勢について――太田昌国*9

ネットワーク ○ 安倍靖国参拝違憲訴訟、史上最悪の厚顔無恥判決出る――井上森*3

6・3 「帰ってきた天皇制いらないデモ」へ!――井上森*11

マスクミジかけの天皇制 〈11〉

○「生前退位」と元号（法）――〈壞憲天皇明仁〉 その9――天野恵一*14

反天連声明――*12

野次馬日誌――*15

集会情報――*20

集会の真相――*17

反天日誌――*17

一九八七年、沖縄国体でソフト・ボール会場の「日の丸」を焼き捨てて、その強制に抗議した知花昌一。その行為から三〇年を経た今年の四月二九日、私たちは彼の話を聞く集まりを持った。

私は、この集会の準備のプロセスで大阪へ出かける機会があった（その直接の目的は高浜原発再稼働反対のための関電包囲行動への参加であったが）。かつて関西で知花裁判を支えた友人をはじめて、「ワイワイやった。私が沖縄に何度も足をはこぶようになったのは、東京での知花裁判支援がきっかけであった。裁判活動の思い出話ははずんだ。

実は沖縄「国体」の後は、再スタート二巡目の「京都国体」があり、「沖縄日の丸」抗議をステップに広がりだした、反国体行動が「京都」で全国化し、各地から京都へ支援が集まり、反天皇制運動の合宿が国体行動にあわせて持たれた。そこから〈反昭和天皇 X デー〉闘争の全国的な連絡体制がうみだされ、自分たちが予想もできなかつた反昭和天皇 X デー闘争の持続的なもりあがりがつくりだされていったのだ。こういうかつての過程が、話の中で思いだされた。

四・二九集会でも知花の現在まで持続している力強い闘いの報告を受けての、主催者サイドの私の発言でも、この点については少しふれたが、そこでキチンといえなかつた事を書いておきたい。

私たちの三十年以前の「昭和Xデー」の運動は、天皇国体という違憲の天皇「公務」への闘いの持続（それは「国体」だけではなく「植樹祭」や「皇室外交」もそうである）の蓄積の中からつくり出された広がりであったのだ。私たちは非政治的象徴天皇にもどれなどという運動をしてきたわけではない。象徴天皇の合憲的「国事行為」そのものの政治性をも問題にしつつ、違憲の「公務」の拡大（政治権能の強化＝実質的「元首化」）を運動的に批判し続けてきたのだ。だとすれば、「生前退位」メッセージによる天皇の違憲の「公務」の積極的拡大＝実質的元首化（安倍改憲の先取り）への抵抗の大衆化は、自分たちの持続してきた歴史的な象徴天皇批判の運動の体験と理論の成果をキチンとふまえるべきだ。

ヒロヒト天皇 X デーもアキヒト天皇 X デーも私たちにとっては連続しているはずである。 (天野恵一)



250 円

定期購読をお願いします。（送料込年間4,000円）

●定期購読をお願いします。（送料共年間400円）
●郵便振替 001404131988 落合ボックス

●郵便振番 00140-4-131988 洽合ボックス
東京都千代田区神田淡路町1-21-7 静和ビル 2A 淡路町事務所気付 洽合ボックス
TEL/FAX 03-3254-5460 URL <http://hanten-2.blogspot.jp/> mail: hanten@ten-no.net

「恐怖」と「忖度」の合わせ鏡 安倍政権下の「代替わり」に拒否の声を

のとなつていつた。

「帝国臣民」がその侵略性と相互監視の抑圧性を決定的に内面化していくのは、幅を短くとつてそれから敗戦までの五〇年だが、この時間はヒトにとってどのくらいの長さなのか。東京五輪や日韓鬭争、ペトナム反戦や大学鬭争の時代から現在までを五〇年と数えると、多少は実感的になるのではないか。天皇制や靖国神社が「伝統」あるものと、多数が妄信するまでの時間は、そんな程度もある。

された東京招魂社が、台湾への侵略戦争ののち、対外戦争の死者も「合祀」するとして宗旨転換をなし、靖国神社と改称したのは一八七九年だが、靖国神社が侵略戦争の死者を「祀る」ことをその核心とするのは、おおむね日清・日露戦争以降のことだ。そして、軍人勅諭や教育勅語が徴兵制と教育制度を通じて浸透させられ、神聖不可侵の天皇と軍隊が、内心をも拘束するも

天皇主義と國家主義を「國民」に叩き込んでいた明治國家においても、「日の丸」を掲げて騒ぐ風潮が強要されるようになったのは、「帝都」東京ですら少なくとも日清・日露戦争以降であつたということを、永井荷風が「花火」の中で苦々しい筆致で叙述している。

弁護団により、心うたれる主張が数多く法廷で語られた裁判だった。

た不正義そのものなのだ。さらにこれは、数々の悪法の国会における强行採決とも、身内の利

これに對して、東京地裁民事六部・岡崎克彦裁判長、田邊実、岩下弘毅裁判官により出された判決は、きわめて惡質なものだった。政教分离、信教の自由、宗教的人格権、思想信条の自由、

権拡大にのみ貪婪な安倍らや官僚たちのウラの姿とも、すべて一つながりのものだ。 そのような安倍とその眷属が、経済も理性も著しく衰退している日本社会の中で、米政権と

自由権、人格権、平和的生存権、憲法尊重擁護義務遵守への期待権、在外原告の人格権や、これらに対する憲法判断の必要性について、詳細に述べられた弁論に對して、既存の判例の論拠に踏み込むことなく、外形的な「判例」を單なる「既成事実」として無理強いするものだつた。

米軍に依存しながら、「ミサイルの恐怖」をメディアで煽りたてる。まだ成立していない「共謀罪」だが、成立後には疑いなく新しい治安維持法として機能することを予期させられる。そして、憲法が自民党草案そのものとして改変される時期も、より早まりそうだ。

もあつた。真摯な原告団の主張に泥を塗り、私たちの思いを逆なでして怒りに火をつけたのは、原告側が安倍靖国参拝を批判するために甲

天皇代わりの日程が具体化しつつある。天皇制は、こうした安倍政治にますます密着していくものとして機能するだろう。

「帝国臣民」がその侵略性と相互監視の抑圧性を決定的に内面化していくのは、幅を短くとつてそれから敗戦までの五〇年だが、この時間はヒトにとつてどのくらいの長さなのか。東京五輪や日韓闘争、ベトナム反戦や大学闘争の時代から現在までを五〇年と数えると、多少は実感的になるのではないか。天皇制や靖国神社が「伝統」あるものと、多数が妄信するまでの時間は、そんな程度もある。

発言によつて、どうして原告たちの個人史と人間性をかけた証言の数々や、学者による重い意見書を否定できるか。この判決を弁護団は「安倍忖度判決」として糾弾している。これは、安倍の独裁的な権力行使が、有形無形の圧力により、きわめて歪んだ形で貫徹させられ

からこそ、全国のさまざまの闘いや、それにかかる人々の思いを受け止め、これまで弱々しながらも反天皇制運動を担い続けてきた役割を捉え返し、少しでも広げていきたい。そのために、まずは六月三日と四日の集会の行動に多くの人々が結集してほしいと希う。

四月二八日、安倍信國参拝違憲訴訟の東京裁判決がなされた。上は九〇歳代の戦争体験者から、その孫の世代まで、国籍も東アジアの各国から、ドイツなどに広がった六〇〇名以上の原告団と

団は「安倍忖度判決」として糾弾している。これは、安倍の独裁的な権力行使が、有形無形の圧力により、きわめて歪んだ形で貫徹させられ

を捉え返し、少しでも広げていきたい。そのために、まずは六月三日と四日の集会の行動に多くの人々が結集してほしいと希う。

(蝙蝠)

進化して生き延びる」と

映像を巡る過去への旅路

大東亜共栄の天皇？

公教育や天皇制を批判ばかりして生きてきたが、その延長線上の実践編として、あるいは社会が求める必然として、この一〇年、朝鮮学校との交流（排外主義への抵抗）、フリーターユニアオン（不安定労働者組合活動）に注いできた福岡の活動（不安定労働者組合活動）に注いできた。そして今、朝鮮学校とフリーターユニアオンは、よく似てるなと思うようになった。一言で言えば、人も物も、もちろん学校の建物も組合事務所も自前で、「手作り」など。

朝鮮学校には、既成の固定観念や「お上」に縛られない「民族教育」という名の下の眞の「教育」愛がある。上部団体を持たない個人加盟の地域ユニオンであるフリーターユニアオンも同様である。追い求める理念さえも、朝鮮学校の子ども達の日々の成長と格闘しながら見出していく営みが、働くことと抗いつつ生きる場を見出そうと切磋琢磨しながら見出していく姿と似ている。

抗うべき相手は、国家であつたり企業であつたりだが、奪われたものを奪い返すためにより大きな想像力を必要とし、その想像力は次世代へ繋ぐための未来を創造する。あまりに閉塞した社会で、想像力を失えば本当に息の根を止められるから。できれば、進化して生き延びたい。

（たけもりまき）

引っ越しのたびに押し入れから出しては運んでいた2巻の16ミリフィルムがあった。七〇年代に、レバノンでパレスチナ解放運動の中で制作された映画だが、その上映を久々にやつた。レバノン南部に布陣した武装戦線。イスラエル占領下の抵抗の拡大とレバノン国内での共闘の模索。そしてアラファト議長の国連演説までが一本目に。もう一本はその陣形をつぶしにかかった内戦を描いたもの。最近では「パレスチナの革命期」などと呼ばれているらしい七〇年代の映像を見終わって、ラマラから東京に招かれていた若き映像作家は、未知の映像の発見に驚き、喜んだ。思えばPLOの二オノであるフリーターユニアオンも同様である。ベイルート撤退からもうすぐ三五年。センターを失つて散逸した記録映像を求めて、その頃には生まれたばかりだった世代の彼らが旅を続けていく。

和平の名の下でパレスチナは分断され、ガザは高い壁に囲まれている。ダマスカス近郊のパレスチナ居住区は、内戦で瓦解した。それも同じ世界の出来事ならば、そこから逆算して、この日本に溢れかえる言葉とイメージをどうとらえ返すかが問題だろう。映画の中にその道標を求める過去への旅路が必要なのは、案外私たちのかもしれない。

（捨てられし猫）

（たけもりまき）

「和平」の名の下でパレスチナは分断され、ガザは高い壁に囲まれている。ダマスカス近郊のパレスチナ居住区は、内戦で瓦解した。それも同じ世界の出来事ならば、そこから逆算して、この日本に溢れかえる言葉とイメージをどうとらえ返すかが問題だろう。映画の中にその道標を求める過去への旅路が必要なのは、案外私たちのかもしれない。

皇太子徳仁がこの四月、マレーシアを初訪問した。現在進んでいる「代替わり」過程において、このままであれば近々天皇となる人物による「皇室外交」として、注目すべきものであつたことは確かだ。

訪問にあたつての記者会見で、明仁のマレーシア訪問（一九九一年）の際にはあつた「不幸な戦争」への言及がなかつたことについて、現地の団体からも批判があった。天皇・皇族の「謝罪」は、植民地支配や侵略戦争などに対する、欺瞞的な「清算」儀式だと反天皇制運動においても批判し続けてきた。しかし現在の日本の政治は、それすらも必要としない段階へ入つたというべきか。

そのかわりに徳仁がおこなつことは、マハティールの「東方政策」（ルック・イースト）の賛美であり、その政策にも影響を与えたかつての「南方特別留学生」アプドル・ラザクの遺族との面会だつた。

聖戦イデオロギーを支えた八紘一宇とは別の大東亜共栄をめざす発想がそこにはありそうだ。この間の教育勅語の再評価に見られるように、明治一五〇年の近代化過程をまるごと肯定し、かつての思想的資源も含めて新たに意味づけなおして提示する不吉な動きがある。いや、天皇制こそその最たるものなのであった。

（北）

状況

思想・状況・批評

教育勅語の跋扈

北村小夜（元教員）

日本人はまだ教育勅語から脱却できていないのか

森友学園問題が首相を直撃しても、影響は限定的、不届きにも却つてケガの功名で教育勅語（資料1）が注目されるようになつたと喜んでいるのは許せない。

政府は教育勅語について二〇一七年三月三一日、「憲法や教育基本法に反しない形で教材として用いることまでは否定されない」と言う答弁書を閣議決定した。義家文科副大臣は幼稚園などで教育勅語を朗読することについて「教育基本法に反しない限りは問題のない行為であろうと思う」という。いずれも違憲、違法であることは明らかであるが、残念ながら教育基本法は二〇〇六年に改悪されている。日本教育再生機構の八木秀次らは教育勅語の精神は教育基本法第二条に盛り込まれているという。油断はできなさい。

教育勅語の誤りは、一九四八年五月参議院における羽仁五郎の「たとえ完全なる真理を述べていようともそれが君主の命令によつて強制されたというところに大きな間違いがあつた」と言う一語に尽きると思うが、今年三月八日予算委員会で稻田防衛相は「親孝行だとか友達を大切にするとか、そういう核の部分は今も大切なものとして維持しているところだ」と発言している。今、巷に同様な発言をする人は少なくない。その多くは浅読みか無知ゆえであろうが、下賜の段階での解釈では「夫婦相和し」は夫唱婦隨であり、「兄弟に友に」は長幼序あり……である。稻田らの魂胆は馴染みやすい徳目を取り上げて妥当性を示すことによつて教育勅語を導入させ、ひいては教育勅語を復活させようという狙いであろうが、第三期国定教科書修身卷六の解説によればそんなつまみ食いはできない。

まず「……教育の淵源亦実に此に存す」までを第一段として「皇室の御祖先が広大な規模でいつまでも動かない国を始め、臣民は忠孝の美を全う

してきた。これが我が国体の生糸な所で教育の基づくところでもある」という。次に復活派によく利用される徳目のある「爾臣民……顯彰するに足らん」を第二段として、

臣民の務めるべき

ことをのべ「皇室

典範・大日本帝国

憲法を重んじ……

もし国に事変が起

こつたら、勇氣を

奮い一身をささげ

て、君國のために

尽くさなければな

りません。かよう

にして天地と共に

窮まりない皇位の

御盛運をお助け申

し上げるのが、我

らの務めでありま

す」とすべての徳

目は「一身をささ

げて」も包括して

神勅にいう「窮ま

りない皇運」とつ

ながつてきているので

教育二關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖國ヲゾムルコト宏遠ニテ樹ソルコト
深厚ナリ我カ臣民克忠ニ克孝ニ億兆心ヲイニシテ世ヨソ
ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此
ニ存ス爾臣民父母ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友信義恭
儉已レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓
ハシ德器ヲ成シシテ公私ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國庫ヲ重シ
國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運
ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス
又以ア爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン斯ノ道實ニ我カ皇
祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ
通シテ諭ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス爾臣民ト俱ニ拳々服
膺シテ咸其德ヲニセんコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名
御璽

この「教育二關スル勅語」は、大正九年十月、文部省発行の「尋常小学修身書」卷四、児童用（小学校四年生用）の教科書から転載したものであります。

あつて、個別な徳目として取り出すことはできない。さらに最後の第三段の「斯の道は……其徳を「にせん」とを庶幾う」では「皇祖皇宗のご教訓であつて、皇祖皇宗のご子孫も臣民も共に守るべき……」と天皇と臣民であればこそ守るべくというのであるから、「父母に孝に」などの徳目を天壤無窮の皇運と別次元でつまみ出すわけにはいかない。このことは一九三〇年、文部省図書局「教育に関する勅語の全文通訳（資料2）」でよくわかる。すなわち天壤無窮の皇運を扶翼するのでなければ勅語を全否定するしかない。

教育勅語復活の企み

一九四七年三月三一日には教育基本法が公布され、教育勅語体制は終わつたように見える。三月二〇日に、文部省が国定教科書制度を廢止して出した学習指導要領一般編（試案）の序論には次のようにいう。

「一なぜこの書はつくられたか

いまわが国の教育はこれまでどちがつた方向にむかつて進んでいる。この方向がどんな方向をとり、どんなふうのあらわれを見せているか

ということ

は、もはや

だれの胸に

もそれと感

じられてい

ることと思

う。このよ

うなあらわ

れのうちで

いちばんた

いせつだと

思われるこ

とは、これ

までとかく

くり返し蒸し返されるようになつていった。

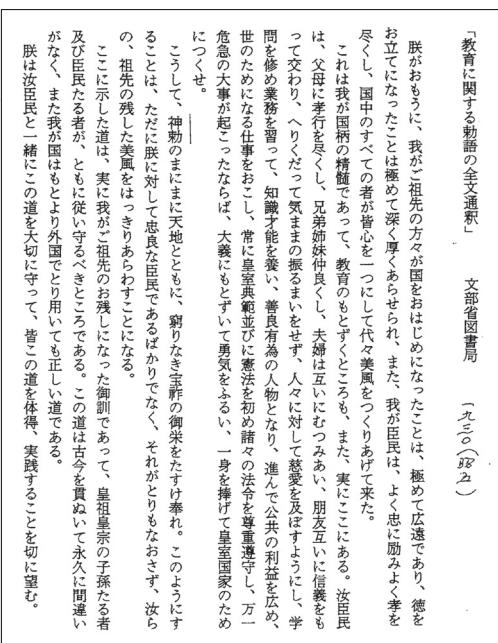
教育勅語論議は、これで終わるかに見えたが、修身復活論は一九五八年の学習指導要領の全面改定で（それまで試案であったものが官報に告示され、法的拘束力を持つとされる）「道徳」が特設されることによつて実現し、国民道徳の規準が必要だ、教育勅語の内容は悪くない、などと言う提案が

きめて与えられたことを、どこまでもそのとおりに実行するといった画一的な傾きのあつたのが、こんどはむしろ下の方からみんなの力で、いろいろと、作りあげて行くようになつて来たということである。（以下略）

にもかかわらずまだ教育勅語と教育基本法は共存できると思う人が少なくなかつた。冒頭の羽仁五郎の発言はそのような状況に対する警告である。教育勅語の排除・失効を明確にする必要があつた。

一九四八年六月一九日、上掲のように衆参両院はそれぞれ「教育勅語の排除に関する決議」——衆議院「教育勅語の失効確認に関する決議」——参議院」を可決した（資料3）。これらの決議文は誠に明快でわかりやすく解説の必要はない。文章の長さも趣旨もほぼ同じで、「わが国家及びわが民族」を中心とした教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和を希求する人間を育てる民主主義的教育理念を厳かに宣言したものである。これによつて教育勅語は国民の代表である衆・参両院の議員によつて排除・失効を決議され、その意義を称賛するものが再び現れないよう法的にとどめが刺されたのである。

ところがそれを一応の形式的なものと考え本心では教育勅語を尊重すべきと考える人がいた。当時の文部大臣天野貞祐である。一九五〇年一〇月一七日、学校の祝日行事に国旗を掲げ、君が代賛唱を勧める談話を発表。続いて一月一七日には全国教育長会議で修身科の復活、道徳的基準の必要を表明。天野は教育勅語失効以降、単に道徳的基準がないことを憂いていたのではなく、勅語の「爾臣民」から「顕彰するに足らん」までを引いて「現在も我々の道徳的基準であります」と書いた。「私はこう考える」教育勅語に代わるもの」（『朝日新聞』）と発案した。これは「天野勅語」として日教組をはじめ各方面からの批判を浴び、文相としての公表は取り下げられた。



資料2

VII 教育勅語等の排除に関する決議

(一九四八年六月十九日衆議院可決)

民主平和国家として世界史的建設途上にあるわが国の現実は、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはがすことにある。しかるに既に過去の文書となつてゐる教育勅語並びに陸海軍軍人に賜わられたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅が、今日もなお国民道德の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは、從来の行政上の措置が不十分であつたがためである。

思うに、これらの詔勅の根本的理念が主権在君並びに神話的國体觀に基いてゐる事実は、明かに基本的人権を損い、且つ國際信義に対し疑点を残すものとなる。よつて憲法第九十八條の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

右決議する。

VII 教育勅語等の失効確認に関する決議

(一九四八年六月十九日参議院可決)

われらは、さきに日本國憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが國家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、眞理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はれたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はれたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられたるその効力を失つてゐる。

しかし教育勅語等が、あるいは從来の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失つてゐる事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の眞の権威の確立と國民道德の振興のために、全國民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力をいたすべきことを期す。

右決議する。

執拗な教育勅語復活の試みは続く

教育勅語が多くの人間に読まれることを期待する動きは絶え間なく続いているが、歴代首相の中で発言が目立つたのは田中角栄と福田赳氏である。一九七四年参議院選挙直前には各政党から教育論・教師論が盛んに出された。そのなかで田中は「今の教育は知識偏重で德育が伴つていらない。いわば知恵太りの徳薄せしている」と現状をとらえた上で教育勅語を持ち出した(『自由新報』一九七四・四・二三)。「父母に孝に」から「進んで公益を広め」までを引用して「教育勅語であろうとなかろうと今日に通じる命題である」という。特定の目的を持って作られた文章から都合のよい所を取り出して普遍的原理に持ち上げるのは多くの復活論者に共通する論旨である。福田も同様で「人の道を明確に示したものとして他に例を見ない。今後も生かしていく必要がある」といつた展開になつてゐる。

資料3

一九六〇年、荒木万寿夫文相は中央教育審議会(以下中教審)に対して「後期中等教育の拡充整備について」を諮問し、その中で「期待される人間像」を第一の検討課題にした。中教審が一九六六年一〇月、発表した「期待される人間像」は、経済界の要求を入れて帰属社会への忠誠心と労働意欲を強調するとともに「日本人としての自覚」の必要を指摘し、天皇への敬愛が日本国への敬愛に通じると述べた。この発表に際して森戸辰夫中教審会長は「戦後における平和国家と平和教育の考え方は根本的に反省され改革される必要がある」と信じている」と述べ、「期待される人間像」とは反する憲法・教育基本法改正の必要を示した。この「期待される人間像」はあまり効力を發揮するには至らなかつたものの、森戸の考えは一九七一年六

- ・教育勅語は強化する必要がある
- ・德育を強化する必要がある
- ・そのための基準が必要である
- ・現状の教育が知識偏重である
- ・教育勅語はよかつたし現在にも通用する
- ・勅語的なものを求めている

これは教育勅語の起草の契機となつた一八九〇年二月の地方長官会議の

論旨とも一致し、今日の復活論者の論旨とも一致するものである。

第三次小泉内閣の小坂憲次文相は二〇〇六年六月、「教育勅語の道義的な精神はいつの世にも必要。憲法で否定されるものでない限り生き続ける」と答弁し、安倍晋三官房長官も「大変すばらしい理念が書いてある。しかし、戦後の諸改革の中で我が国教育の唯一の根本とする考え方を改めた」と答弁している。

第一次安倍内閣では二〇〇六年一二月伊吹文明文相が「家族愛とかのいい規範が述べられている。しかし天皇陛下のお言葉を基本に教育を作ることは戦後の政治体制にそぐわない」と答弁しているが、第二次安倍政権以降、改憲の動きや「教育再生」政策の暴走と相俟つて教育勅語復活の動きが急速に強まってきた。

二〇一四年四月、参議院文教委員会、下村博文文科相が「中身には今日でも通用する普遍的なものがある。この点に着目して学校で教材として使うことは差し支えない」と踏み込んだ答弁をしたのに合わせて、前川文科省初中教育局長は「教育勅語を我が国の教育の唯一の根本理念であるとするような指導を行うことは不適切であると考えますが、今日でも通用するような内容も含まれております、これらの点に着目して学校で活用することは考えられる」と答弁している。そして第三次政権にいたり、教育勅語の擁護、濫用、復活の動きはさらに強まってきた。二〇一七年二月衆議院予算委員会で参考人として文科省大臣官房審議官藤江陽子は、「戦前のような形で学校教育に取り入れるのは適当でないが今でも通用する普遍的な内容について適切な配慮のもとに活用していくことは差し支えないと考える」と述べ、稻田朋美防衛相は、「教育勅語の精神である親孝行などの核の部分を取り戻し道義国家を目指すべき」と答弁した。

教科書では教育勅語についてどう記述しているか

教育勅語といえば学校行事（一九三二年に小学校入学の私の体験による）。

当時、新年・紀元節・天長節・明治節と四回の祝日と、元始祭（一月三日）・春季皇靈祭（春分の日）・神武天皇祭（四月三日）・秋季皇靈祭（秋

分の日）・神嘗祭（一〇月一七日）・新嘗祭（一月二三日）・大正天皇祭（一二月二五日）と七回の大祭日があつた。何れも学校はお休みであつたが、紀元節・天長節・明治節は式が行われ、登校して参加しなければならなかつた。

式の当日は玄関に日の丸を立てて学校に向かう。途中の家々にも日の丸がはめられていて、校門には大きな日の丸が交差して掲揚されている。教師の誘導で紅白の幕に囲まれた講堂に入る。いつもと違つて厳肅な気分になる。壇上にも日の丸が立てられ、正面の一段高いところに「御真影」が奉られているが幕がかかっている。「氣を付け！」続いて「最敬礼！」の号令がかかる。両手を膝の下まで伸ばして下げた頭を上げると「御真影」の幕が開いていて「君が代」齊唱。要是式は天皇の前で行われるという仕組みである。シーンとしたなか足音が聞こえ、白い手袋をはめ桐の箱に入った教育勅語を載せたお盆を目の高さに捧持した教頭があらわれ、校長が恭しく受け取る。校長は箱を開け勅語を取り出し、巻物の勅語を両手で捧げ持つ、「勅語奉読」「低頭」という号令がかかる。おもむろに「朕惟うに……」と読み始める。勅語の奉読時間は約二分と言われているが、なんと長いことか、私たちはひたすら「御名御璽」をまつた（子どもにとつて「御名御璽」は終わりの言葉であった）。校長の式辞が続き、それぞれの式歌を歌つてお終いであるが、学校によつてはそのまえに「勅語をありがとうござります」という意の勝海舟作詞「勅語奉答の歌」を歌つた。

※一八九一年、文部省令として小学校祝日・大祭日式規定がだされ、その後若干の手直しを経て、一九〇〇年の小学校令施行規則には次のようにある。

第二八条 紀元節、天長節及び一月一日に於いては、職員及児童、参

集して、左の式典を行ふべし

一、職員及児童は「君が代」を合唱す

二、職員及児童は、天皇陛下、皇后陛下の御影に対し奉り最敬礼を行ふ

三、校長は教育に関する勅語を奉読する

四、校長は教育に関する勅語に基づき、聖旨の在る所を誇告す

五、職員及児童は、その式日に相当する唱歌を合唱する

いま、東京都教育委員会などが強要している入学式・卒業式は御真影を日の丸で示してこのスタイルを模している。君が代齊唱時の不起立者への

処分が続いている。

勅語復活の企みは改憲を目指してしたたかに続く

ちなみに二〇一八年度から使用される小学校道徳教科書の検定結果を見ると、提示された徳目をこなすことに懸命で、自主規制の効いたものが揃つたようである。愛国心を土台にした徳目は皇国民が守るべき教育勅語を彷彿させられる。現在使用中の中学校の社会科歴史教科書は七社とも教育勅語について簡単に触れている。内容は現代訳の一部を載せ、国民道徳に基づいたが教育基本法が制定され失効したというような記述がほとんどであるが、育鵬社

（自由社）は「親へ

の孝行や友人どうしの信義、法を重んじることの大切さなどを説きました。また、国民の務めとして、それぞれの立場で国や社会のためにつくすべきことなどを示し、その後の国民道德の基盤となりました」と、あたかも今日に及んでいるような書き方で要注意。

最近、明治神宮や

靖国神社に限らない、近所の神社に七五三のお参りに行つたら教育勅語を貫つたという話をよく聞く。

神社本庁などの指導

教育勅語の口語文訳

私は、我達の祖先が、遠大な理想のもとに、道義国家の実現をめざして、日本の國をおはじめになつたものと信じます。そして、國民は忠孝両全の道を完うして、全國民が心を合わせて努力した結果、今日に至るまで、美事な成果をあげて参りましたことは、もとより日本のすぐれた國柄の賜物といわねばなりませんが、私は、教育の根本もまた、道義立國の達成にあると信じます。

國民の皆さん、子は親に孝養をつくし、兄弟姉妹はたがいに力を合わせて助け合い、夫婦は仲むつまじく解け合い、友人は胸襟を開いて信じ合いそして、自分の言動をつしみ、すべての人々に愛の手をさしのべ、学問を怠らず、職業に専念し、知識を養い、人格をみがき、さらに進んで、社会公共のために貢献し、また伝統的の美風を、更にいっそう明らかにすることでもあります。

このような國民の歩むべき道は、祖先の教訓として、私達子孫の守らなければならぬところであると共に、このおしえは、昔も今も変わぬ正しい道であり、また日本ばかりでなく、外国で行つても、まちがいのない道でありますから、私もまた國民の皆さんとともに、父祖の教えを胸に抱いて、立派な日本人となるように、心から願ひます。

—国民道徳教育文による—

（靖国神社社務所）

資料4

神勅
豊原千五穂秋の瑞穂の國はこれ吾が子孫の王たるべき地なり 聖皇孫就きて治らせ 宝祚の隆えまさむこと當に天壤と窮まり なかるべし

資料5

であろうか、広く行われているようである。それらの多くに国定小学校修身教科書のコピーであるが、裏面に表示のような「教育勅語の口語文訳」（資料4）なるものが載つている。これは復活派がこぞつて使つてゐる「国民道徳協会」による訳文である。訳文と言うが勝手な解釈でとても訳文とはいえない。まず天皇が「臣民」に言う言葉であることを明らかにせず都合のよい徳目を並べ、肝心の「臣民」に要求するのが神勅（資料5）に基づく國体の維持であることに關わる「又以つて」以降に全く触れていない。文面をきちんと読めば疑問がわいてくるはずであるが、巷にはこの期に及んでも教育勅語体制から脱却できていない人が少なからずいる。

富国強兵に向けて国民を一つの方向に向かわせる上で、教育勅語はある期間有効であったが、それは多くの國民から知的探求の自由を奪つた上で進められてきた。そのため國民は去勢され、勅語に疑問を持ちながらも自分の生き方を糺すことなく、勅語に代わるものを作り上げる力を獲得できないようになつていて。名残は現存している。理に背いても法に反することもいとわず復活を目指す輩の活動に比べて、疑問を持つ仲間の足並みの弱さの原因の一つであろう。

教育勅語の崩壊は敗戦によつて自然に来るわけではない。教育基本法が公布されたからでもない。だから衆・參院の排除・失効決議が必要であつた。確実な崩壊は、國民の学びと実践のなかで日本国憲法が定着し、教育基本法（一九四七年版）が守られていくことでしかあり得なかつたはずである。油断が過ぎた。でもまだ間に合う。しつかり読んで、教育勅語の息の根を止めようではないか。

みたび

太田昌國の夢は夜ひらく84



韓国大統領選挙を背景にした東アジアの情勢について

選挙は水物だ。下手に結果を予測しても、それが覆される可能性は常にある。しかし、現在の韓国大統領選挙の状況を複数のメディア報道を通してみる限り、「共に民主党」の文在寅の優位は動かないようと思える。対立候補から「親北左派」とレッテル貼りされている文在寅が大統領になれば、現在の東アジアの政治状況は「劇的に」とまでは言わないが、ゆっくりとした変化を遂げていく可能性がある。朝鮮をめぐる日米中露首脳の言動が相次いで行なわれているいま、その文脈の中に「可能性としての文在寅大統領」の位置を定めてみる作業には、（慎重にも付言するなら、万一それが実現しなかつた場合にも、東アジアの政治状況に関わる思考訓練として）何かしらの意味があるだろう。

文在寅は、盧武鉉大統領の側近として太陽政策を推進した経験をもつ。具体化したのは金剛山観光、開城工業団地、京義線と東海線の鉄道・道路連結、離散家族再会などの事業であった。それは、「無謀極まりない北」への融和策として、対立者からの厳しい批判にさらされてきた。あらためて大統領候補として名乗りを上げた文在寅は、ヨリ「現実的」になつて、韓国軍の軍事力の強化を図ること、つまり、朝鮮国に対する軍事的・厳しく対峙する姿勢を堅持している。注目すべきは、それが、対米従属からの一定の離脱志向を伴つているということである。一九五〇年代の朝鮮戦争

以来、韓国軍の指揮は在韓米軍が掌握してきた。平時の指揮権こそ一九九四年に韓国政府に委譲されたものの、二〇一二年に予定されていた有事の指揮権移譲は何度も延期されたまま、現在に至っている。

文在寅は、大統領に就任したならば早急に有事指揮権の韓国政府への委譲を実現すると表明した。それは対米交渉を伴うだろうが、「アメリカ・ファースト」を掲げるトランプには、世界のどこにあっても米国が軍事的・政治的・経済的に君臨し続けることへの執着がない。韓国の軍事力の強化を代償として、在韓米軍の撤収への道が開かれる可能性が生まれる。それは、朝鮮国指導部が要求していることと重なつてくる。

朝鮮国・韓国の両国間では激烈な言葉が飛び交つてゐる。とりわけ、朝鮮国からは、あの強固な独裁体制下での下部の人びとの「忠誠心競争」の表われである、ヨリ激しい言葉を競い合うような表現が繰り出されている。それでも、底流では、戦火勃発に至らせないための、「國家の面子」を賭けた駆け引きが行なわれていると見るべきだろう。

朝鮮半島をめぐって同時的に進行しているいくつかの事態も整理してみよう。四月二七日に行なわれたブータン・安倍晋三会談において、前者は「少しだでも早く六者協議を再開させることだ」と強調した。後者は記者会見で「さらなる挑発行為を自制するよう（北）に働きかけていくことで一致した」ことに重点をお

いて、語つた。

四月二九日、朝鮮は弾道ミサイルの発射実験を行なつたが、失敗したと伝えられた。ロンドンにいた安倍首相は、「対話のための対話は何の解決にもつながらない」、「挑発行動を繰り返し、非核化に向けた真摯な意思や具体的な行動を全く示していない現状に鑑みれば、（六者協議を）直ちに再開できる状況にはない」と断言した。

さて、五月三日付けの「夕刊フジ」ゴールデンウイーク特別号に載った首相インタビュー記事での発言は次のようなものだ。「トランプの北朝鮮への覚悟は本物か」と問われて「間違いない。すべての選択肢がテーブルの上にあることを言葉と行動で示すトランプ大統領の姿勢を高く評価する」「軍事的対応もテーブルの上にあるか」との問いには「まさにすべての選択肢がテーブルの上にある。高度な警戒・監視行動を維持する」と答えていた。その「成果」が、ミサイル発射時の東京メトロの一時運行停止や、内閣官房ボーラルサイドに「核爆発時の対応の仕方」を注意事項として掲げることなのだろう。

これ以上わたしの言葉を詳しく重ねる必要はないだろう。当事国も超大国も、駆け引きはあっても、朝鮮半島の和平に向けて「暴発」や「偶発的衝突」を回避するための姿勢を一定は示している。その中にあって、平和に向けての姿勢をいつさい示さず、むしろ緊張を煽りたてているのは、二〇二〇年の改憲を公言した日本国首相ひとりである。

安倍靖国参拝違憲訴訟、史上最悪の厚顔無恥判決出る

井堀 哲（訴訟弁護団事務局長）

一、判決の内容

四月二八日（金）午後四時三〇分、東京地方裁判第一〇三号法廷（民事6部岡崎克彦裁判長）で安倍靖国神社参拝違憲訴訟第一審の判決が言い渡された。

原告らの請求をすべて棄却（一部却下）し、憲法判断を回避し、さらに安倍首相を「平和の使者」であるかの如く持ち上げる内容の史上最悪の判決であった。

今や司法権が、安倍政権の暴走に歯止めをかけるどころか、同政権の司法介入を受けてその意向を忖度し、これに媚びへつらう状況が顕著になつた。正に「絶望の裁判所」を体現したような判決であった。

二、訴訟の概要

この訴訟は、二〇一三年一二月二六日に安倍首相が、靖国神社に参拝したことに対して、二〇一四年四月（第一次）、同年一〇月（第二次）、総勢六三三名、日本人のみならず、中国、韓国、ドイツ、香港、オーストラリア、カナダ等の原告らが、安倍首相、靖国神社、国を被告として、①参拝行為（参拝受入行為）の差し止め、②違憲確認、③損害賠償請求を求めたものである。

三、奇妙な審理の経緯

本件訴訟は以下のようないかわらぬ経過をたどつた。大規模訴訟であり社会的な注目度の高い訴訟であるにもかかわらず、裁判長（谷口園江）は、「当事者の訴えは尋問で聞く」として口頭弁論毎の原告意見陳述を拒む姿勢を終始崩さなかつた。もつとも、この点は原

告団と弁護団の粘りと工夫によって結果として、八名の意見陳述と一六名の当事者尋問を獲得した。

ところが当事者尋問終了後、あとは最終準備書面の提出を待つばかりとなつた二〇一六年一〇月、突如として裁判長が交代することになつた。新たに裁判長となつたのは、岡崎克彦。任官後、ほぼ東京地裁と最高裁を往復しかけていない華麗なる異動履歴の持ち主である。いわゆる最高裁の秘蔵っ子、スーパーエリートであり、順調にいけば最高裁判事へと上り詰める人物であろう。交代後、裁判長は、結審して判決を言い渡す意向を示したが、原告らが激しく抵抗したため、異例ではあるが、再度の当事者尋問（別途の原告二名）と外国人原告二名の意見陳述を勝ち取つた。弁護団としても少なからず希望的観測と手応えを感じて判決に臨んだ。

四、想像を絶する「すり寄り手もみ」判決

しかし、岡崎裁判長の書いた判決は想像を絶するものであつた。

第一に、判決の前提となる「認定事実」として、靖国神社が日本の侵略戦争に關して果たした役割については全く言及せず、他方で参拝後の安倍首相のインタビューと談話（そこでは「不戦の誓い」を行つたと述べている）を全面的に取り上げた。

第二に、悪名高い最高裁判決（平成一八年判決）の先例的意義を肯定し、その射程範囲を広げて、原告ら

の被侵害利益を全面的に否定した。「平成一八年判決」は、二〇〇一年八月に小泉元首相が靖国神社参拝した訴訟の最高裁判決の一つで「内閣総理大臣の地位にある者が靖国神社を参拝した場合であつても、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加えるような性質のものではないから、損害賠償請求を認めることはできない」として、首相の靖国神社参拝を免責した判決である。本件において原告らは、安倍首相の靖国神社参拝に関する言動、安倍政権が立憲主義の破壊行為や武器輸出禁止三原則の原則撤廃等の諸政策を実施し、自ら東アジアの緊張状況等を惹起していること等を主張立証し、「小泉参拝と安倍参拝は全く異なる」と主張した。しかし本判決は、これら的情勢如何にかかわらず首相が靖国神社に参拝しても何らの問題もないと言つてのけた。

第三に、上記の安倍談話を「不戦の誓い」「恒久和平への誓い」と持ち上げて、平和的生存権を否定した。つまり、安倍談話は過去の戦争の痛切な反省の上で、不戦の誓いを堅持すると述べているから、「少なくともこれを素直に読んだ者からは」安倍首相が本件参拝によつて恒久平和への誓いを立てたと理解されるから、これによつて国際的緊張を高めて軍事的衝突を引き起こす可能性が高まることはあり得ないと断言した。あたかも、原告らがひねくれているから、本件参拝で平和が脅かされる等と大げさに捉えるのだと、と言わんばかりである。

この岡崎判決は、安倍首相に対し「大将、こんなのが書きましたぜ！」と言わんばかりの厚顔無恥な「手もみすり寄り判決」とのそしりを免れないと書きました。原告団及び弁護団は控訴し、安倍首相にすり寄る司法の醜さを白日の下にさらし、徹底的に糾弾することを決意した。

〈11・20〉 デモ破壊許さず、6・3「帰ってきた天皇制いらないデモ」へ！ 天皇制反対派は今こそ総結集を！

井上森

(6・3帰ってきた天皇制いらないデモ実行委員会)

■六月三日、吉祥寺に「天皇制いらないデモ」が帰つてくる！

本紙にピラも同封してもらいましたが、六月三日に「帰ってきた天皇制いらないデモ」を開催します。「帰つてきた」とは無論、ケチヨンケチヨンに右翼に破壊された昨年一月二〇日の「天皇制いらないデモ」が帰つてきましたのです。

昨年一月のデモは、八月の天皇メッセージを受けて「退位じやないだろ廃止だろ」と意見が一致した、三多摩の仲間たちで計画したものでした。百名が参加したデモは右翼の襲撃で減茶苦茶、車のガラスは割られ、トラメは壊され、プラカードは全滅……、というのは皆さんご存知の通りです。

ありがたいことに、物損カンパのお願いには全国から二〇〇口・一二〇万円を超えるカンパを頂きました。二月から集め始めた抗議声明への賛同も、六〇〇を超える個人・団体に名を連ねていただきました。

こうした反撃の声に後押しされて、実行委員会では、六月三日という喜ばしい日を設定することができました。ここまでくれば、あとは一人でも多くの皆さんに参加してもらうだけです。ぜひ、お手製のプラカードを、私物のメガホンを、団体旗を持ち寄つてください。暴力で破壊された天皇制反対デモを何倍もの結集で跳ね返すことは可能なのだとすること、その喜びと共に分かち合

うことのできることを想像するだけで、今から胸が高鳴ります。

■昭和Xデー闘争の遺産と現代の危機のなかで

私が参加している立川テント村の事務所には、古い書籍やパンフ類が眠っています。昭和Xデー闘争で全国津々浦々、大小様々な対抗アクションを行なわれたことを知ることができます。そうした記録に目を通すことは、驚きと喜びに満ちた時間です。

対抗行動は把握できるだけでも全国三〇〇か所・一万人以上が参加した、と言われています。参加人数は一桁違うかもしれません、同時代的にいえば福島事故以降の反原発運動に似たスタイルと匂いを感じます。記録には「創意工夫に満ちた」「人々が主体的に」「地域や環境の違いにあつたやり方で」という文字が踊ります。

昭和Xデー闘争が、「反自肃」と「ヒロヒトの戦争責任」を主要テーマにしながらも、決してそこだけに留まらない質のものであったことは一目瞭然です。当時のデモの記録写真にうつるプラカードには、性、民主主義、国家、差別、自由、宗教をテーマに掲げたものが少なくありません。

天皇制が持つそれらの問題は、まったく克服されないだけではなく、よりひどい状況を生み出しているものさえあるのではないか。問題は、この時なにが解き放たれ、なにを取りこぼしてしまったか、にあると言える

でしょう。

昭和Xデー闘争は、明仁天皇に自肅状況を断念させることには成功しました。八八年～八九年に「悲しみの共同体」を強いた天皇制の「圧」（私にとつては想像でしかりませんが）からは、「応、解放されそうです。

しかし、「平和」や「権利」あるいは「福祉」のフレームを立てる際の主導権を、圧倒的に天皇制に奪われているこの現状に、八九年の闘いはどう応答するのか？それは、「平和」も「権利」も「福祉」も極めて危機的な状況にある今日、より切実なものとして私たちの前に投げ出された問い合わせです。

■「平成代替り」反対！ 6・3吉祥寺へ総結集を！

一九八八年、昭和天皇在位五〇年記念事業として、立川に昭和記念公園が開園し、裕仁が式典に出席しました。

反対運動の取組みは周囲から「天皇制は嵐みたいなもの。我慢すれば過ぎ去る」「玉砕主義だ」と随分いわれたそ

うです。しかし、蓋を開けてみれば問題に思っていた人々は割といて、反対運動も孤立することなく、大変ではあつたけど笑顔もあった。そんな戻いだつたそうです。

もはや歴史の範疇に入るほどの過去の話ですが、大切な教訓を与えてくれます。「やりたいことをやってみるのは大事」ということ。「多少の勇気はどうしても必要」ということ。「意外といい結果が待つているかもしれない」ということ。昭和Xデー闘争でシンプルに開花したこの精神に、私たちは何度も立ち返れるはずです。

〈11・20〉に参加した方、参加されなかつた方、まだ一度も反天皇デモに参加したことのない方にも呼びかけます！ 私たち自身の息苦しさ、あるいはこの社会の不正義の原因の何がしかが天皇制に由来していると感じている方は、六月三日、午後一時、吉祥寺・井の頭公園三

皇室会議で意見を聴いた上で公布から三年を超えない範囲で政令で定める。

退位後の天皇・皇后については、最高権威となる新天皇に配慮しつつ、しかし退位後も「降格」イメージとならないような呼称・敬称が選ばれた。そして、同じ理由で、死亡すれば「大喪の礼」、墓は「陵」。また、皇族では持てない補佐機関も「上皇職」と名を変えて持ちつづける。要するに退位しても単なる皇族扱い、ましてや「ただの人」ではないのだ。報道によれば、予算も内廷費対象というから格別である。天皇はやめてもほぼ同じ待遇・身分であれば、天皇が二人いるのと同じではないか。

さらに、退位後の天皇・皇后、新天皇、そして後述する秋篠宮の待遇については、居住場所の変更にともなう経費、「身分相応」の予算、補佐機関の再編など、それに伴う財政的な変更・取り決めも必要になってくる。いまは取りざたされていない皇室経済法の変更も俎上にあがってくるに違いない。

社会保障・セーフティネットの格下げを余儀なくされているこの社会で、特権階級は庶民感覚では想像もできないほどの税金を使って世代交代を行なう。この身分制度を象徴として残し続ける根拠は、憲法の天皇条項にしかないが、その憲法をすら踏みにじる天皇と政府。このような天皇制を日本の伝統・文化と呼び、制度として残すことは、道義的にも制度的にも間違っている。

●めざされる格差是認社会

天皇退位・新天皇即位後、皇太子不在の事態となる。「皇位」継承者は皇太子の弟・秋篠宮、その次がその息子の悠仁と控えており、「皇太子不在」そのものは制度的に大きな問題とはならない。政府は、次なる継承者である秋篠宮の呼称として、候補に上がっていた皇太子や皇太弟はつかわず、「秋篠宮家」を存続させる方向だ。しかし、公式な場で使うための呼称を新たに定め、「皇嗣」、敬称を「殿下」として、皇太子待遇に「格上げ」する方向で調整に入っているという。秋篠宮が次の天皇となる身分にあることを明確に示すためであることも明らかにされている。英訳は「Crown Prince」。すなわち皇太子である。「他の皇族よりも格が上であると明確にする必要がある」というから、あからさまな話だ。

予算も皇太子待遇だ。これまでなかった秋篠宮家の補佐機関を「皇嗣職」として設けることも検討が始まり、そのための予算もつけられる。そういった関連予算の引き上げは、「皇族費」の増額で対応するという。皇室の構成はより差別化が図られ、身分によって呼称・敬称・予算が違うことを明確にし、法律で定める。これがいま進められている「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の実体である。また、この一連の事態をめぐる報道によって、格差・身分社会を容認させる空気が醸成されている現実も、見逃せない。

●法案の上程と成立を許さず、抗議の声を！

結局、この天皇の代替わりとは、皇室内部の身分を再編し、「格の高い」身分を増やし、庶民のなけなしの税金が湯水のように使われる、という話だ。

こういったことのすべてが、天皇による「生前退位」の意向表明から始まり、天皇の意思を「忖度」する議会や「有識者・専門家」たちによって、政治的な水面下の動きとも絡み合いながら、進められてきた結果だ。私たちがいま目にしていることは、憲法も民主主義も当たり前のように踏みにじられている現実である。

政府は五月二〇日前後にはこの特例法案を上程し、今国会中に「全会一致で成立」させたい考えであるという。そして、天皇「退位」と新天皇「即位」は二〇一八年一二月中に、「改元」は一九年元旦に、という方向で検討に入っているという。「国民の理解と共感」を全面に出しながら、「国民」にひろく意見を聞くことなど一度たりともなく、国会審議すらまともに行わなおうとしない。ただ「早期成立をめざす」という。天皇課題をめぐり、国会で議論する事自体を「不敬」とするこの国の「常識」が、問答無用でこの事態を動かしているのだ。天皇（制）が抱える、これから始まるだろう「安定的皇位継承」という問題もまだ残っている。このことについても、私たちは今後、声を上げていきたい。天皇の、「皇室典範」改正を自らの意志で迫る、あるいは、天皇制の「未来像」を、天皇主導で確定していくこうとする、象徴天皇制として明確な違憲行為。そのことによって、議会・言論界が動くこの社会の非民主主義的なありよう。そのすべてに批判の声を！こんな天皇制はいらない、の声を上げていこう！

【反天連からのよびかけ】03

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」!?

違憲の法律はいらない!
天皇は憲法違反の象徴!!2017年4月28日
反天皇制運動連絡会

●「国民の理解と共感」というデタラメ!

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の全體像が見えてきた。法案名が最終的にこれに落ち着いたのは四月二六日。政府がこだわった「今上天皇」や「天皇陛下」が削除され、付則が「皇室典範の特例として天皇の退位について定める特例法は皇室典範と一体を成す」と修正されることで、「一代限り」の意味を緩和したことによるという。以下でその概要を見てみよう。

一条には、天皇が被災地訪問などについて、高齢を理由に、今後これらの活動を自ら続けることが困難となることを「深く案じておられる」との事情を記し、その「お気持ち」への「国民の理解と共感」により、退位を成立させるといったことが盛り込まれるという。

天皇の勝手な事情から「国民」が天皇の退位希望を忖度し、「国民の理解と共感」によって退位とする?

こんな条文から始まる法律自体が許しがたい。まずもって、憲法はこのような「象徴」と「国民」の関係のあり方を認めてはいない。また、私たちは「理解と共感」などしていないし、それを求められてもいない。何よりも、退位を決めた主体・責任者は一体どこにあるというのか。

そしてこの一文によって、天皇の意向で法改正(「特例法」)に至った経緯=天皇の国政関与という憲法違反を帳消しにするというのだから、その稚拙な隠蔽工作も含め、天皇と政府による立憲主義破壊は甚だしい。私たちは、天皇の「退位」の意向表明は「皇室典範」改正の要求を意味し、天皇が国政に関与することを禁止する憲法に違反していることを訴えてきた。このことは、少なくない人びとによっても指摘されている。第一条は、こういった天皇の違憲行為を指摘し抗議する声を封

印し、「国民の理解と共感」という虚妄あるいは妄想で正当化しようとする詐欺のような条文である。そのうえ、政府関係者には「天皇の意思ではなく、国民の理解と共感に基づくなら、退位可能という先例になる」と指摘するものもあるという。天皇の意思を忖度する、虚構の「国民の理解と共感」を、今後も勝手な政治のエクスキューズに使おうというのだ。

●身分差別と天皇の違憲行為

特例法二条以下の概略は以下のとおり。

第二条「天皇が退位し、皇位継承順位第一位の皇嗣(皇太子)が直ちに即位する」旨を明記。

第三条、退位後の天皇を「上皇」、皇后を「上皇后」と定める。敬称はいずれも「陛下」とする。

「上皇」は「太上天皇」の略称だが、「太上」は無上、至上を意味し、天皇と上下関係が出来てしまうので「上皇」で収めるという。天皇を至上とするヒエラルキーが、ここで再確認される。

以下は、法案を構成する内容として、いま明らかになっている項目だ。

- ・「上皇家」を補佐する機関として「上皇職」を新たに設ける。
- ・「皇統譜」に新しい称号となる「上皇」「上皇后」を登録する。
- ・上皇が逝去した際は天皇と同じ「大喪の礼」を行う。
- ・上皇、上皇后は天皇、皇后と同じ「陵」に埋葬。
- ・上皇は皇位継承や摂政の対象とならず、皇室会議の議員にならない。
- ・養子をとれず皇籍離脱をできない。
- ・退位の日付にあたる特例法の施行日は、首相が



四月三日、私は「天皇代替わりを擊つ!」連続講座(主催反戦反天皇制労働者ネットワーク)で発言。テーマは「生前退位」と立憲主義。私はそこで「国政に関する権能を有しない」憲法に明記された儀礼的な「国事行為」のみが許されているだけの象徴天皇。その天皇のストレートなマスコミへのメッセージによって政府を動かし、「特例法」が作られる(天皇の発議による法づくり)といふ公然たる憲法違反行為に正面から天皇批判の声が上げてはいないことが大問題と訴えた。護憲派憲法学者の批判の声すらなく全マスコミが、こぞってそれを大肯定している。「昭和」のXデー(代替り)の時は、「平和天皇」ヒロヒトを歴史的にクローズアップし、その明白な天皇制の侵略戦争責任を隠蔽し、批判をタブーにする状況が現出した。今度の「平成代替り」がつくりだしているのは「護憲天皇」として、マスコミに(特に護憲派のそれに)もてはやされてきたアキヒト天皇の公然たる憲法違反の行為という問題を隠蔽する、天皇の人権を守れというキャンペーンの拡大という状況である。

もちろん「昭和」の時も、天皇「戦争責任」アリの声は、シヤットアウトしきれずに、一部マスコミにも噴出した(議会の中で共産党の人々も声をあげ、不当にも処分されるという事態もあった。本島長崎市長の公然たる声も突出した)。

今回も、「違憲」という声も、部分的にはマスコミに露出していないわけではない。例えば、「天皇の公務の負担軽減等に關する有識者会議」の「最終報告」を紹介して

今回の議論は、いかに特異だったかを忘れてはならない。／『陛下のお言葉はかなりイレギュラーな形で出た。憲法違反じゃないか』という意識は、メンバーやみんなどこかにあつたと思ふ』(傍線引用者)。このレポートは、私に『週刊新潮』(2016年9/15号)の『『お言葉』は『違憲か暴走』と断じる皇室記者の失望』を想起させる。そこには多くの皇室記者が、本当は天皇が「憲法を踏み越えて」しまっているという現実に、とまどっている様がレポートされていた。安倍政権の改憲を支持している神権主義天皇(右派)メディアの方には、違憲論が、かなり公然化しているのである。護憲派メディアが沈黙(いやそれどころか積極的に迎合)し、改憲派の右派メディアの方に違憲論が露出している。

日本国憲法九九条の憲法尊重擁護義務者のトップは天皇である。人々の権利を守るため政府権力者たちを制限する〈立憲主義〉の原則が、ここにもキチンと示されている。天皇の発議による法律づくりは、立憲主義の公然たる破壊(遵守義務違反)である。立憲主義思想など前提にしていない右派メディア違憲論は、天皇は生きて存在しているだけで尊いのだから、生前退位制度はいらぬといいう判断からの、皮肉であるにすぎない。だから立憲主義破壊を正面から批判しているわけではない(彼等の立場は反立憲=天皇(國家)主義なのであるから)。これに対して、安倍政権の「戦争法づくりを『立憲主義』破壊と強く批判してきた護憲派(メディア)のこの〈違憲〉状況への迎合はどうだ。

た共産党が、さらに「しんぶん赤旗」という機関紙の日付に元号を併記することを、わざわざ、この四月一日から開始した事である。赤旗は、「一世一元」は、主権在民の実法下にふさわしくない」として一九七九年の元号法「法制化」に反対してきたが元号の「慣習的使用」に

もちろん「昭和」の時も、天皇「戦争責任」アリの声は、シャットアウトしきれずに、一部マスコミにも噴出した（議会の中で共産党の人々も声をあげ、不当にも処分されるという事態もあった。本島長崎市長の公然たる声も突出した）。

今回も、「違憲」という声も、部分的にはマスコミに露出していないわけではない。例えば、「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」の「最終報告」を紹介している四月二二日の『産経新聞』にはこうある。

「ただ、最終報告に至る努力とその中身はうべなえても、

奥平康弘は、昭和天皇Xデー「ファイバ」下で書かれた「日本国憲法と『内なる天皇制』」(『世界』八九年一

て元号使用が復活されなければならないのか。「元号」の持つ政治的性格に、どのような変化もないのに。

めかのい
天皇制の時間い。不可西の月見三三事白忙朴
を強くあらためて自覚したからではなかつたのか。今度
の開始された「平成Xデー」の政治プロセスで、どうし

を失った状況になつたか。Xデー（改元）を意識して「元号法」がつくられたのだ。昭和のXデーの時、併記をやめたのは、天皇制の時間による支配の反民主主義的性格

にもどつただけだと正当化している。天皇元号は「国民主権」に対立的である。だから戦後憲法下で、法的根拠

まで反対してきたわけではないし、「昭和天皇の死去した
一九八九年一月七日までは」併記してきたのだから、元

民の実法下にふさわしくない」として「一九七九年の元号法「法制化」に反対してきたが元号の「慣習的使用」に

た共産党が、さらに「しんぶん赤旗」という機関紙の日本に元号を併記することを、わざわざ、この四月一日から開始した事である。赤旗は、「一世一元」は、主催在

一野次日記

4月1日～4月30日

元号◆共産党の機関紙「しんぶん赤旗」が紙面で、約28年ぶりに元号表記を復活させる。

【4月2日】

明仁・美智子◆皇居外周の歩道を「お忍び」で散策。

【4月3日】

「日の君」処分◆大阪府立支援学校の卒業式で、「君が代齊唱」時に起立して歌わなかつたとして減給処分を受けた教諭が府に処分取り消しを求めた訴訟で、原告敗訴の一審判決が確定したと報道。

【4月5日】

「生前退位」◆政府が、明仁の退位を巡る有識者会議（座長・今井敬・経団連名誉会長）の第11回会合を首相官邸で開く。

【4月5日】

天皇・皇族◆「國賓」として訪日したスペイン国王フェリペ6世夫妻を歓迎する明仁、美智子「主催」の宮中晩さん会が、皇居・宮殿の「豊明殿」で開かれる。「生前退位」◆自民党の高村正彦・副総裁が東京都内で講演し、明仁の退位を実現する特例法案に関して、「これが先例となり、将来同じようなことがあっても（退位が）より易しくなる」。

教育勅語◆菅義偉・官房長官が記者会見で、教育勅語の教材使用を容認した政府に対し、野党が「戦前回帰だ」と批判し

ていることに反論。

【4月6日】

「春の園遊会」◆宮内庁が、明仁・美智子が「主催」し、20日に東京・元赤坂の赤坂御苑で催される春の園遊会の招待者約2400人を発表。

【4月7日】

明仁・美智子◆「國賓」として訪日中のスペイン国王フェリペ6世夫妻と共に、静岡市を日帰りで訪れ、静岡県地震防災センターを視察。

【4月8日】

明仁・美智子◆東京都新宿区の東京オペラシティを訪れる。

【4月9日】

皇太子一家◆愛子が、学習院戸山キャンパス（東京都新宿区）での学習院女子高等科の入学式に出席。徳仁・雅子と共に登校。

【4月9日】

天皇・皇族◆徳仁・雅子と愛子が皇居・御所を訪問。徳仁が13・17日に予定している初めてのマレーシア訪問と、愛子の学習院女子高等科入学をそろって明仁、美智子に報告。

【4月11日】

天皇・皇族◆徳仁・雅子と愛子が皇居・御所を訪問するたまたま、初めてマレーシアを訪問するため、羽田発の政府専用機で出発。マレーシア側は夫妻での訪問を招請したが、宮内庁が日程や負担を考慮して雅子の同行を見合わせ、雅子は東宮御所の玄関で、空港へ向かう徳仁を見送る。徳仁がクアラルンプール国際空港に到着。

【4月11日】

「生前退位」◆明仁の退位を巡る政府の有識者会議（座長・今井敬・経団連名誉会長）が、首相官邸で開いた第13回会合で、新天皇即位後の秋篠宮家の待遇を「皇太子」として国際親善への取り組み姿勢を問われ、「皇室の役割として重要だ。相互理解と友好親善の促進を深く考えてきた天皇・長」が、首相官邸で開いた第13回会合で、

マレーシア側は夫妻での公式訪問を招請したが、宮内庁が春の園遊会（20日）など前後の予定や負担を考慮し、雅子の同行を見合わせており、雅子も大変残念に思っている。当月から学習院女子高等科に進学した愛子の今後の外国との関わりについては、「若いうちに国際感覚を身に付けるには、外国に行つてみるのが極めて大事だと思う」。

【4月13日】

「生前退位」◆明仁の退位に伴う秋篠宮の呼称（称号）を巡り、政府が皇位繼承順位を意味する「皇嗣」を付けて「秋篠宮皇嗣殿下」とする案を検討していることとが分かる。徳仁が新天皇に即位後、その次の天皇としての地位を内外に明確にするのが狙いで、退位の法整備で特例規定を置くかどうかを含め最終調整している。

【4月13日】

明仁・美智子◆熊本地震から1年を迎える。熊本県庁で行われた犠牲者追悼式に合わせて、皇居・御所で黙とう。

【4月14日】

明仁・美智子◆熊本地震から1年を迎える。熊本県庁で行われた犠牲者追悼式に合わせて、皇居・御所で黙とう。

【4月14日】

明仁・美智子◆マレー・シニアの首都クアラルンプールで、日本への留学生を多数輩出してきたマラヤ大を訪問し、元留学生らと交流。

【4月14日】

太平洋戦争中に広島に留学し、原爆投下の被害に遭った故アドル・ラザクの長男と面会。これに先立ち、マレーシアの独立前後の闘争（1948～60年）で戦死した兵士を慰靈する「國家記念碑」を訪れ、供花。

【4月14日】

銃剣道◆政府が、2021年度から全面実施される新しい中学校学習指導要領の

者
の冒頭に明記する「退位に至る事情」で
名
「公務」など活動に対する明仁の「ご心労
じ
との表現を「お気持ち」に修正する調査
な
に入ったと報道。活動の継続が困難とな
る
ることに「心労を抱かれている」との文
言も「深く案じておられる」とするなど
衆参両院の正副議長による3月の国会会
解に沿った内容に変更すべきだと民進
党の批判を踏まえた。

開く。懇談会に参加し明仁の退位を巡る政府の有識者会議メンバーだった政治学者の御厨貴が、大会までに退位が実現していれば、開会式は退位後の明仁、新天皇徳仁、皇位繼承順1位の「皇嗣」となる秋篠宮が一緒に観戦する可能性があることも念頭に置くべきだと主張。

「生前退位」◆政府が、明仁の退位を実現する特例法案の名称を「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」とするなどの法

館で開かれた内閣府主催の「第11回みどりの式典」に出席。式典後のレセプションに臨み、関係者と懇談。宮内庁が、明仁、美智子が第68回全国植樹祭の式典出席などのため、5月27日から2泊3日の日程で、富山県を訪問すると発表。5月17日から2泊3日の日程で、栃木県日光市を訪問すると発表。2人の希望に沿って訪問先を決める「私的旅行」と報道。◆政府が、明仁の退位を巡る「生前退位」

「**4月24日**　徳仁◆訪日しているアラブ首長国連邦のアブドラ外相と東京・元赤坂にある東宮御所で会見。

「**生前退位**」◆明仁の退位を実現する特例法案の骨子案を巡り政府、与党が、法案

の冒頭に明記する「**「公務」など活動に対する表現を「お気持に入つたと報道。活**るこ**とに「心労を抱言も「深く案じてお**衆参両院の正副議長解に沿つた内容に変

「退位に至る事情」で、開く。懇談会に参加する明仁の「ご心労」政府の有識者会議「」に修正する調整者、御厨貴が、大動の継続が困難となれば、開会式かれている」との文者、御厨貴が、大動の継続が困難となれば、開会式「」とするなど、皇徳仁、皇位継承による秋篠宮が一緒にことも念頭に置く、「生前退位」◆政府する特例法案の名関する皇室典範特

加し明仁の退位を巡る
メンバーだった政治学者
会までに退位が実現し
は退位後の明仁、新天
順1位の「皇嗣」とな
観戦する可能性がある
べきだと主張。

館で開かれた内閣府主催の「第11回みどりの式典」に出席。式典後のレセプションに臨み、関係者と懇談。宮内庁が、明仁、美智子が第68回全国植樹祭の式典出席などのため、5月27日から2泊3日の日程で、富山県を訪問すると発表。5月17日から2泊3日の日程で、栃木県日光市を訪問すると発表。2人の希望に沿って訪問先を決める「私的旅行」と報道。◆政府が、明仁の退位を巡る「生前退位」

【4月24日】
徳仁◆訪日しているアラブ首長国連邦のアブドラ外相と東京・元赤坂にある東宮御所で会見。
「生前退位」◆明仁の退位を実現する特例法案の骨子案を巡り政府、与党が、法案の創立100周年を祝う記念式典に出席。明仁、徳仁、秋篠宮◆2020年東京五輪・パラリンピック組織委員会が、開閉式のコンセプトや演出の方針を決める会式の懇談会の初会合を

開く。懇談会に參る。政府の有識者会議者御厨貴が、大ていれば、開会式皇德仁、皇位繼承の秋篠宮が一緒にことも念頭に置く、「生前退位」◆政府する特例法案の名を冠する皇室典範特

加し明仁の退位を巡る
メンバーだった政治学者
会までに退位が実現し
は退位後の明仁、新天
順1位の「皇嗣」とな
観戦する可能性がある
べきだと主張。

館で開かれた内閣府主催の「第11回みどりの式典」に出席。式典後のレセプションに臨み、関係者と懇談。宮内庁が、明仁、美智子が第68回全国植樹祭の式典出席などのため、5月27日から2泊3日の日程で、富山県を訪問すると発表。5月17日から2泊3日の日程で、栃木県日光市を訪問すると発表。2人の希望に沿って訪問先を決める「私的旅行」と報道。◆政府が、明仁の退位を巡る「生前退位」

漢書

憲法に定められた「國事行為」を外れたものである。天皇の違憲行為にレッドカードを突きつける必要があつた。反天はや

当日は雨天にも関わらず、首都圈から関西から反天の仲間が五人も応援に駆け付けてくれた。感謝、感激！ 何とも心強かった。わたしたちは「公的行為は憲法

思い出した。その意味で大変貴重な体験だつたが、同時に反天仲間のネットワークの素晴らしさに感動した今回の取り組みだった。

何とも素晴らしい
反天ネットワーク

う。四月七日に天皇夫妻が静岡に来るとい
ての日西友好訪問とのこと。高齢だから
スペインのフイリペ六世夫妻を案内し

を唱える者がいれば、その「魔法」はとける。仲間と相談の末、天皇が通る道のすぐ隣りの筋という際どい位置で反対行動を構えることにした。

制批判をおこなつた。応援の方々も次々にマイクをもつて一緒にアピールしてくれた。警察や公安の監視はあつたが、目立つた妨害はなく無事に反対行動を貫徹

「五輪災害と共に謀罪」

「お」ことわリソク連続講座 「五輪災害と共に謀罪」

五

【生前退位】したいなどと言いながら、ベトナムやタイに行つたり、静岡に来たり……。ベトナムでは安倍政権の対中国包围網を後押しし、タイ・スペインとは後継問題やスキヤンダルに揺れる王国との連

とはいものの、11・20「天皇制いら
ないデモ」(吉祥寺)の経験からして、何
が起るか分からぬ。少人数では蹴散
らされてしまうかもしれないと心配に
なつて、県外にSOSを発した。

することができた。
第二次会も盛り上がった。各地の活動体
験の交流は貴重だ。「今後の反天の取り
組みの一つ一つがXデー闘争の一角を形
成してゆく」という北野誉さんの言葉を

「その先を考える」と題して講師小倉利丸さんが語ってくれたことを多くの皆さんと共有したく、要点の報告を試みたい。

「政権にとってのオリンピックとテロ対策・共謀罪とは、『敵意（対テロ警備）の

たらすだけだ。それは天皇をやめて普通の「人間」になるかのようなイメージ操作をしていくなどと訴えた。

今回の講演を受けて改めて天皇代替わり攻撃が改憲—壊憲と一体であることを実感した。

廣雅

天皇「一代替わり」と安保・沖縄「昭和の日」を考える行動

二〇〇〇年より、四月二八二九日の両日を連続行動として取り組んできた。今年は二八日が「安倍靖国違憲訴訟・東京の裁判の裁審の日と重なった(ネットの

マルクス主義の活動家だった知花さんが、淨土真宗の僧侶になり、「革命家親鸞」の思想を軸とした視点から、沖縄の運動安倍政権、天皇制について、運動体験を通して今の思いを実際に味わい深く語つてもらつた。

できない、何十年も闘い続けた歴史がどこにある。「安保反対であればそのこゝを貫き、沖縄と日本の関係をどうするのか。自分たち民衆の力の弱さというものをちゃんと認めながら、もう一度向き合ってることが必要だ。そして緩やかに深みのある、余裕のある運動を展開していくわけである、いいんじやないか」と結ばれ、後一〇年は闘つていきたいと話を終えた。

続いて実行委から天野恵一が、サンフ

29 最後に、基地・軍隊はいらない！4
集会、辺野古への基地建設を許さない
実行委員会 安倍靖国違憲訴訟・東京、
と発言。

みれば区別する次元の問題ではなく、連
続性のなかで問題を考えいくことが必
要だという。運動についても天皇制・沖
縄と長い抵抗の歴史の中で地下水脈のよ
うに続いている流れを踏まえて、今の状
況を考えていかなければいけないだろう

今回のは標題の本を検討した。著者はのちに最高裁長官をつとめた戦前派の国際法学者。この本は刊行時天皇への民主主義的立場からの批判の書として知られたものだが、こんにちの眼からは、いま左派知識人を混迷させている戦後天皇制の展開をまったく予想していないことが眼につく。

とをもつて、天皇制は本質的に変わつたと言う。人類普遍の原理、近代民主主義への合流がそうさせたのであり、そのなかで「天皇・国民一体」という仮構も天皇の存在自体も、歴史的に過去のものとして衰滅していくと見ていたようだ。天皇の政治的働きが復活しないようにすればそうなるだろうと。

〔學會報告〕
黃田喜二郎

横田喜二郎著 『天皇制』

〔勞動文化社、一九四九年〕

文化社、一九四九年)

はずした憲法の変化がすべてだ、としたところに理由を求めた。横田は天皇を天皇たらしめてきた歴史的政治的現実、①統治集団の権力的意志②天皇と結びつくる人民の意志・感情③古来支配集団が国家を構成し、近代に人民が国民になる過程を媒介してきた歴史的事情に、何の考慮も払わない。だから統治集団が主導した「戦後民主主義」に国民を媒介する自分の役割に戦後天皇が気づき、それを自覚的に果たしていくことを、時代的限界は仕方がないとはいえた。

義の「八月革命説」に賛成しており、たしかにこの説から導かれる戦後天皇制の新展開への樂觀論は二人に共通しているが、この説の論理を徹底させているのは横田の方であること。第二に「戦後民主化」が米国軍事占領という形で来たことへの感性的反発が戦後右派天皇主義の思想形成の一契機となつたのに、戦後左派はこれを軽視したこと。

次回は丸山邦男『天皇觀の戦後史』（白川書院・一九七五年）。五月三〇日一九時。

横田は神戸主義を相撲とする主権者が、戦後国民の総意による象徴として法的にほとんど無能力者になつたこ

この予想ははずれたわけだが、その点を評者は、横田がもっぱら法的觀点から問題を考え、天皇を主權者から

討論で問題になつたことの第一点は、横田は同時代の憲法学者宮沢俊

時代的限界は仕方がないとほ
まつたく予想しなかつたのだ。

日一九時

(伊藤晃)

天皇制国家をヒロヒトの代で確立し、アキヒトが引き継いでいる構造は歴史的にみれば区別する次元の問題ではなく、連續性のなかで問題を考えていくことが必要だという。運動についても天皇制・沖縄と長い抵抗の歴史の中で地下水脈のように続いている流れを踏まえて、今の状況を考えていかなければいけないだろうと発言。

最後に、基地・軍隊はいらない！4・29集会、辺野古への基地建設を許さない実行委員会、安倍靖国違憲訴訟・東京、

義の「八月革命説」に賛成しており、たしかにこの説から導かれる戦後天皇制の新展開への楽観論は二人に共通しているが、この説の論理を徹底させているのは横田の方であること。第二に「戦後民主化」が米国軍事占領という形で来たことへの感性的反発が戦後右派天皇主義の思想形成の一契機となつたのに、戦後左派はこれを軽視したこと。

次回は丸山邦男『天皇觀の戦後史』（白川書院・一九七五年）。五月三〇日一九時。

6・3天皇制いらないデモ実行委員会、
「2020年東京オリンピック」おことわり連絡会、共謀罪創設に反対する百人委員会、自由と生存のメーデーの七団体からアピールを受け、GW初日で賑わう原宿から渋谷まで「天皇制はいらない！」の声を響かせデモを行った。集会参加者150人。



(実行委員会 桃色鶴)

4月3日(月) ● 大成建設入社式情宣

● 辺野古実防衛省行動

4月6日(木) ● 話し合うことが罪になる共謀罪法案の廃案を求める大集会

4月6日(木) ● 皇室訪問反対現地情宣(集会の真相参照)

4月6日(木) ● おこなわリンク連続講座「五輪災害と共謀罪」(集会の真相参考)

4月7日(金) ● おこなわリンク連続講座「五輪災害と共謀罪」(集会の真相参考)

4月8日(土) ● おこなわリンク連続講座「五輪災害と共謀罪」(集会の真相参考)

4月15日(土) ● デマで沖縄への偏見を煽るな！東京MX「ニユース女子」はおかしいぞ！新宿デモ

4月16日(日) ● 今こそ、排外主義にNO！

4・16 ACT-I-ON(集会の真相参照)

4月19日(水) ● 沖縄にもう、これ以上基地はいらない 日比谷野音集会

4月22日(土) ● 救援連絡センター定期総会&講演会

4月23日(日) 「生前退位」と立憲主義(集会の真相参照)

4月26日(水) ● 福島原発被ばく労災あらかぶさんを支える会結成集会

4月27日(木) ● 関西電力本店包囲行動

5月14日(日) ● 沖縄「日本復帰45年」を問うアピール&デモ

13時30分開始・14時30分デモ出発/アルタ前(JRほか新宿駅) /主催・沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック (090-3910-4140)

5月19日(金) ● ドイツの戦後70年・そ

連絡情報 INFORMATION

5月12日(金) ● 連続講座「1960・70年代運動・思想史」第4回「ベ平連」その反戦交友録

18時開場/ピープルズ・プラン研究所(地下鉄江戸川橋駅) /白川真澄、天野恵一、有馬保彦、松井隆志/主催・同研究所(03-6424-5748)

5月13日(土) ● 救援する」とされること 沿田由紀子さんを迎えて

14時30分開場/文京区民センター(地下鉄春日駅ほか) /山中幸男、足立正生、荒井まり子、内田雅敏、伊達政保ほか

4月16日(日) ● 今こそ、排外主義にNO！

4・16 ACT-I-ON(集会の真相参照)

4月19日(水) ● 沖縄にもう、これ以上基地はいらない 日比谷野音集会

4月22日(土) ● 救援連絡センター定期総会&講演会

4月23日(日) 「生前退位」と立憲主義(集会の真相参照)

4月26日(水) ● 福島原発被ばく労災あらかぶさんを支える会結成集会

4月27日(木) ● 関西電力本店包囲行動

5月14日(日) ● 沖縄「日本復帰45年」を問うアピール&デモ

13時30分開始・14時30分デモ出発/アルタ前(JRほか新宿駅) /主催・沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック (090-3910-4140)

5月19日(金) ● ドイツの戦後70年・そ

4月28日(金) ● 安倍靖国違憲訴訟東京地裁判決・同報告集会
4月29日(土) ● 「日の丸」焼き捨てから30年(集会の真相参照)

● 沖縄の元海兵隊員による性暴力殺害から1年 基地・軍隊はいらない！集会

4月30日(日) ● 自由と生存のメーデー

5月3日(水・休) ● 施行70年 いいね！

田本国憲法 平和といのちと人権を

5・3憲法集会

の現実と歴史認識 第7回「歴史認識の虚構と現実」

● ジャババのえんのか？天皇退位 異論・反論・オブジェクション

18時30分／厚生文化会館1階和室

研究所(地下鉄江戸川橋駅) /池田浩士／主催・同研究所(03-6424-5748)

090-52085803(池田)

6月3日(土) ● 皇族解散！「人間」に

かえれ！帰ってきた6・3天皇制いらない

デモ

10時集合/砂川学習館(立川駅からバス・砂川四番ほか下車) /からフイードワーク/主催・砂川闘争の現地を歩く会2017実行委員会(連絡先・042-536-3167(宮岡))

13時集合・14時デモ出発／井の頭公園三角広場(井の頭線井の頭公園駅ほか) /主催・同実行委員会

6月4日(日) ● 新たな「天皇代替わり」に抗うための討論集会

14時／韓国YMC A3階(JR水道橋駅ほか) /岡田健一郎ほか／よびかけ・反天連、靖国・天皇制情報センター(連絡先・03-3961-0212(北部労法センター))

14時／JR池袋駅ほか／井上森、石橋新一／主催・有事立法・治安弾圧を許すな！北部集会実行委員会(連絡先・03-3961-0212(北部労法センター))

14時／韓国YMC A3階(JR水道

橋駅ほか) /岡田健一郎ほか／よびかけ・反天連、靖国・天皇制情報センター(連絡先・03-3207-1273)

14時／JR池袋駅ほか／井上森、石橋新一／主催・有事立法・治安弾圧を許すな！北部集会実行委員会(連絡先・03-3961-0212(北部労法センター))

Q...神田川